

議 事 日 程

平成 2 8 年 第 5 回 定 例 会
5 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市金木庁舎 4階 第 1 会 議 室

- 第 1 開 会
- 第 2 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- 第 3 会 期 の 決 定
- 第 4 前 回 会 議 録 の 承 認 (第 4 回 定 例 会)
- 第 5 教 育 長 の 報 告
- 第 6 付 議 案 件
 - 1 議 案 第 1 5 号 五所川原市立学校給食センター設置条例の一部を
改正する条例の制定について
 - 2 議 案 第 1 6 号 五所川原市通学区域審議会委員の決定について
 - 3 議 案 第 1 7 号 五所川原市教育支援委員会委員の決定について
 - 4 議 案 第 1 8 号 五所川原市教育支援委員会専門員の決定について
 - 5 議 案 第 1 9 号 五所川原市立学校給食センター運営委員会委員の
決定について
- 第 7 そ の 他

※ 次回定例会開催予定日 平成 2 8 年 6 月 2 3 日 (木) 午後 3 時 0 0 分
五所川原市中央公民館 2階 第 3 会 議 室

平成 2 8 年

五所川原市教育委員会
第 5 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- 1 議案第15号 五所川原市立学校給食センター設置条例の一部を
改正する条例の制定について P 1
- 2 議案第16号 五所川原市通学区域審議会委員の決定について P 5
- 3 議案第17号 五所川原市教育支援委員会委員の決定について P 8
- 4 議案第18号 五所川原市教育支援委員会専門員の決定について P 11
- 5 議案第19号 五所川原市立学校給食センター運営委員会委員の
決定について P 14

議案第15号

五所川原市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を平成28年五所川原市議会第3回定例会に五所川原市長名において提案するため、これを提案する。

平成28年5月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市立学校給食センターの移転等に伴い、所要の事項を改めるため提案するものである。

五所川原市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（案）

五所川原市立学校給食センター設置条例（平成17年五所川原市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「に基づく学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条」に改める。

第2条の表五所川原市立学校給食センターの項中「五所川原市松島町三丁目6番地」を「五所川原市大字金山字竹崎203番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

○五所川原市立学校給食センター設置条例（平成17年五所川原市条例第85号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校給食の実施に必要な施設として、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）<u>に基づく学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、</u>五所川原市立学校給食センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 五所川原市立学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="206 655 1088 778"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市立学校給食センター</td> <td>五所川原市大字金山字竹崎203番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	五所川原市立学校給食センター	五所川原市大字金山字竹崎203番地		<u>1</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 学校給食の実施に必要な施設として、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）<u>第5条の2の規定に基づき、</u>五所川原市立学校給食センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 五所川原市立学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1191 655 2074 778"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市立学校給食センター</td> <td>五所川原市松島町三丁目6番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	五所川原市立学校給食センター	五所川原市松島町三丁目6番地		
名称	位置												
五所川原市立学校給食センター	五所川原市大字金山字竹崎203番地												
	<u>1</u>												
名称	位置												
五所川原市立学校給食センター	五所川原市松島町三丁目6番地												

○五所川原市立学校給食センター設置条例

平成17年3月28日五所川原市条例第85号

五所川原市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 学校給食の実施に必要な施設として、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第5条の2の規定に基づき、五所川原市立学校給食センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 五所川原市立学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五所川原市立学校給食センター	五所川原市松島町三丁目6番地

(職員)

第3条 五所川原市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に、所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 給食センターは、法第2条に掲げる目標を達成するため、五所川原市立小学校及び中学校（ただし、学校給食単独調理場を設ける小学校及び中学校を除く。）の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事業を行う。

(運営委員会)

第5条 給食センターに運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議し、給食センターの運営について審議する。

3 委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(運営委員会の構成)

第6条 委員会の委員（以下「運営委員」という。）は、次に掲げる者のうちから選任する。

(1) 市立小中学校の教職員

(2) 市立小中学校PTA代表

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

議案第16号

五所川原市通学区域審議会委員の決定について

次の者を五所川原市通学区域審議会委員として決定したいので、教育委員会の同意を求めらる。

平成28年5月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市通学区域審議会条例第3条第2項の規定により、五所川原市通学区域審議会委員の決定について同意を求めらるため提案するものである。

平成28年度 五所川原市通学区域審議会委員（案）

任期 平成28年4月1日～平成29年3月31日

No	氏名	氏名（ふりがな）	関係職等	再新の別	委嘱区分
1	檜崎 誉人	ならさき たかひと	五小PTA会長	再任	(1)
2	福井 文治	ふくい ふみはる	南小PTA会長	新任	(1)
3	山田 浩基	やまだ こうき	中央小PTA会長	再任	(1)
4	多勢 眞	たせい まこと	栄小PTA会長	新任	(1)
5	川浪 孝宏	かわなみ たかひろ	三好小PTA会長	新任	(1)
6	仙庭 敬康	せんば たかやす	東峰小PTA会長	新任	(1)
7	寺田 太	てらだ ふとし	松島小PTA会長	新任	(1)
8	川口 渉	かわぐち わたる	金木小PTA会長	再任	(1)
9	野呂 佳弘	のろ よしひろ	五一中PTA会長	新任	(1)
10	境谷 一智	さかいや かずさと	五四中PTA会長	新任	(1)
11	阿彦 正弘	あひこ まさひろ	五所川原小校長	再任	(2)
12	石岡 誠子	いしおか せいこ	南小校長	新任	(2)
13	佐々木 浩輝	ささき ひろき	いずみ小校長	新任	(2)
14	野呂 良人	のろ よしひと	五一中校長	再任	(2)
15	原 知紀	はら とものり	五三中校長	再任	(2)
16	楠美 和子	くすみ かずこ	元 長橋小校長	再任	(3)
17	竹林 順三	たけばやし じゅんぞう	元 五一中校長	再任	(3)

- ※ 委嘱区分
- (1) 市立の小学校及び中学校の父母と教師の会の代表者
 - (2) 市立の小学校及び中学校長の代表者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 上記の(1)から(3)までのほか、教育委員会が必要と認める者

○五所川原市通学区域審議会条例

平成17年3月28日五所川原市条例第84号

五所川原市通学区域審議会条例

(設置)

第1条 五所川原市立(以下「市立」という。)の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の通学区域(以下「通学区域」という。)の適正を図るため、五所川原市通学区域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、通学区域の新設又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 市立の小学校及び中学校の父母と教師の会の代表者

(2) 市立の小学校長及び中学校長の代表者

(3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員5人以内を置くことができる。

4 特別委員は、当該地域の学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

議案第17号

五所川原市教育支援委員会委員の決定について

次の者を五所川原市教育支援委員会委員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成28年5月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市附属機関に関する条例別表中教育委員会に置かれる附属機関の規定により、五所川原市教育支援委員会委員の決定について同意を求めるため提案するものである。

平成28年度五所川原市教育支援委員会 委員名簿 (案)

◎委員長 ○副委員長 *専門員・代表委員兼任

No.	所 属 等	役職・職名	氏 名	備 考
1	つがる総合病院精神科	精神科長 医師	坂 本 卓 子	
2	五所川原児童相談所	課長	金 澤 耕	
3	民生委員児童委員連絡協議会	会長	原 田 和 夫	
4	五所川原幼稚園	園長	下 山 美智子	幼稚園・こども園・ 保育所代表
5	青森県立森田養護学校	教頭	下川原 慶 子	
6	福祉部家庭福祉課	主事	長 尾 つづり	
7	民生部健康推進課	主任	中 嶋 真 哉	
8	市校長会	会長 校長	中 畑 耕 一	栄小学校 校長
9	五所川原小学校	校長	◎ 阿 彦 正 弘	
10	南小学校	校長	石 岡 誠 子	
11	中央小学校	校長	三 上 真 広	
12	金木小学校	校長	野 呂 良 悦	
13	五所川原第一中学校	校長	野 呂 良 人	
14	五所川原第三中学校	校長	原 知 紀	
15	五所川原小学校	教諭	* 齊 藤 公 伸	
16	中央小学校	教諭	* 乳 井 真 紀	
17	いずみ小学校	教諭	* 佐 藤 さとみ	
18	五所川原第一中学校	教諭	* 高 橋 一 普	
19	五所川原第三中学校	教諭	○ * 長 尾 好 浩	副委員長
20	五所川原第四中学校	養護教諭	* 三 上 文 子	

事 務 局

21	教育委員会教育総務課長	川 浪 生 郎
22	教育委員会指導課長	佐々木 瑞 信
23	教育委員会教育総務課主事	森 山 南 美
24	教育委員会指導課指導主事	成 田 嗣 人
25	教育委員会指導課指導主事	蒔 苗 勝 久

○五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

改正

- 平成17年9月30日五所川原市条例第213号
- 平成18年3月22日五所川原市条例第2号
- 平成19年3月16日五所川原市条例第10号
- 平成20年3月17日五所川原市条例第3号
- 平成20年6月16日五所川原市条例第25号
- 平成20年9月19日五所川原市条例第39号
- 平成20年12月24日五所川原市条例第45号
- 平成21年3月18日五所川原市条例第4号
- 平成21年9月24日五所川原市条例第35号
- 平成22年3月18日五所川原市条例第3号
- 平成22年9月27日五所川原市条例第24号
- 平成23年3月23日五所川原市条例第3号
- 平成24年3月16日五所川原市条例第2号
- 平成25年3月21日五所川原市条例第6号
- 平成25年6月17日五所川原市条例第24号
- 平成26年3月18日五所川原市条例第2号
- 平成27年3月25日五所川原市条例第3号

五所川原市附属機関に関する条例

～ 抜 粋 ～

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市遺跡整備検討委員会	市に所在する遺跡の整備検討	委員長 副委員長 委員	学識経験を有する者	20人以内	2年	委員の互選
五所川原市いじめ問題専門委員会	いじめ防止等のための対策、重大事態と認められるいじめの調査その他いじめに関する重要事項の調査審議に関すること。	会長 副会長 委員	法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者	6人以内	2年	委員の互選
五所川原市教育支援委員会	市内に住所を有する就学予定者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われるものに係る教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等に関すること。	委員長 副委員長 委員	医師、児童福祉施設の職員及び教職員 学識経験を有する者 関係行政機関の職員	20人以内	1年	委員の互選

議案第18号

五所川原市教育支援委員会専門員の決定について

次の者を五所川原市教育支援委員会専門員として決定したいので、教育委員会の同意を
求める。

平成28年5月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育支援委員会運営規則第3条第2項の規定により、五所川原市教育支援委
員会専門員の決定について同意を求めるため提案するものである。

平成28年度五所川原市教育支援委員会 専門員名簿 (案)

*印 教育支援委員兼任、ゴシック文字は新規専門員

NO.	所 属	職名	専門員氏名	担当特別支援学級	
				名称	特別支援学級の種別
1	青森県立森田養護学校	教諭	岡村 尚文		
2	五所川原小学校	教諭	* 齊藤 公伸	すずかけ	知的障害
3	五所川原小学校	教諭	今井 明子	あすなろ	自閉症・情緒障害
4	南小学校	教諭	今 比都美	愛育	知的障害
5	南小学校	教諭	藤田 幸子	すこやか	肢体不自由
6	中央小学校	教諭	* 乳井 真紀	ほしぞら	知的障害
7	中央小学校	教諭	奈良岡光三	かがやき	肢体不自由
8	中央小学校	教諭	木村 美雪	ことばの教室	言語障害通級指導
9	中央小学校	教諭	中村江理子	ことばの教室	言語障害通級指導
10	栄小学校	教諭	福岡 康子	ひまわり	知的障害
11	栄小学校	教諭	対馬こうこ	たんぼぼ	自閉症・情緒障害
12	栄小学校	教諭	木村美奈子	つくし	難聴
13	三輪小学校	教諭	長谷川州子	つばさ	知的障害
14	三輪小学校	教諭	渋谷 聡	おおぞら	自閉症・情緒障害
15	三好小学校	講師	齋藤麻子美	ひまわり	自閉症・情緒障害
16	東峰小学校	教諭	伊藤 麻栄	あすなろ	自閉症・情緒障害
17	松島小学校	教諭	加藤 貴子	まつの子	知的障害
18	いずみ小学校	教諭	* 佐藤さとみ	かえで	知的障害
19	いずみ小学校	教諭	工藤 裕子	けやき	自閉症・情緒障害
20	金木小学校	教諭	鰐田 尚乃	あおぞら	知的障害
21	金木小学校	教諭	葛西ひとみ	ひまわり	自閉症・情緒障害
22	市浦小学校	教諭	三上 恵子	あすなろ	知的障害
23	市浦小学校	教諭	後藤 直人	ひまわり	自閉症・情緒障害
24	五所川原第一中学校	講師	* 高橋 一晋	すみれ	知的障害
25	五所川原第二中学校	教諭	松山 ノエ	若草	知的障害
26	五所川原第三中学校	教諭	* 長尾 好浩	友愛	知的障害
27	五所川原第三中学校	教諭	葛西 毅	親愛	自閉症・情緒障害
28	五所川原第四中学校	教諭	福田 直子	四つ葉	自閉症・情緒障害
29	五所川原第四中学校	養護教諭	* 三上 文子		
30	市浦中学校	教諭	太田ゆり子	松風	自閉症・情緒障害
31		非常勤 就学相談員	佐々木あさ子		

特別支援学校教諭1名 中学校教諭・講師6名 小学校教諭・講師21名 中学校養護教諭1名 その他1名

○五所川原市教育支援委員会運営規則

平成28年3月22日五所川原市教育委員会規則第2号

五所川原市教育支援委員会運営規則

五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置される五所川原市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 教育支援委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる者について、適切な就学及び一貫した支援が行えるよう教育委員会に意見を申し述べるものとする。

（1）市が設置する小学校に入学する者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち、障害があり、教育支援が必要と認められるものとして教育長に申出があったもの

（2）前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めるもの

（専門員）

第3条 教育支援委員会の審議のため、調査、検査、資料の収集等に当たるための教育支援委員会専門員（以下「専門員」という。）を置く。

2 専門員は、非常勤の特別職とし、教育委員会が委嘱する。

3 教育支援委員会の委員は、専門員を兼ねることができる。

（意見聴取）

第4条 教育支援委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正）

2 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）第2条の表指導課の項第11号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

議案第19号

五所川原市立学校給食センター運営委員会委員の決定について

次の者を五所川原市立学校給食センター運営委員会委員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成28年5月26日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市立学校給食センター設置条例第5条第3項の規定により、五所川原市立学校給食センター運営委員会委員の決定について同意を求めるため提案するものである。

平成28年度 学校給食センター運営委員会委員名簿（案）

	氏 名	所 属	職名等
1	櫻庭 留美子	五所川原小学校	教諭
2	白川 美枝子	南小学校	養護教諭
3	神 佳子	中央小学校	教諭
4	木村 美奈子	栄小学校	教諭
5	柳澤 弘幸	三輪小学校	校長
6	藤本 透	三好小学校	校長
7	松山 貢	東峰小学校	校長
8	間山 弘海	松島小学校	校長
9	佐々木 浩輝	いずみ小学校	校長
10	野呂 良人	五所川原第一中学校	校長
11	中村 寿美枝	五所川原第二中学校	養護教諭
12	白川 博紀	五所川原第三中学校	教諭
13	西村 淳	五所川原第四中学校	校長
14	檜崎 誉人	五所川原小学校 P T A	会長
15	佐藤 昭浩	三輪小学校 P T A	会長
16	野呂 佳弘	五所川原第一中学校 P T A	会長
17	境谷 一智	五所川原第四中学校 P T A	会長
18	山口 了三	西北地域県民局地域健康福祉部	保健所 生活衛生課長
19	新谷 馨	ごしょつがる農業協同組合	野菜果実課長
20	土岐 和子	つがるにしきた農業協同組合	嘉瀬支店加工部 代表

※ 五所川原市学校給食センター設置条例第5条（運営委員会の設置）及び第6条（選任事項）より

- ・小中学校の教職員、P T A代表、教育委員会が必要と認める者
- ・委員の定数は20名以内
- ・委員任期は1年間（平成28年4月1日から平成29年3月31日）